

広島県告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

安芸高田市吉田町長屋字大深田一〇八から一一一まで、字竹之部一七八、一八一、一八四、一八五の一、一八六、一八七の一、一八七の二、一八八、一八九の一、一八九の二、一九〇から一九二まで、一九三の一、一九三の二、一九四、一九五、一九六の一、一九六の二

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）